

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和元年 6月7日	
和歌山県知事 殿	
提出者 中田食品株式会社 住 所 和歌山県田辺市下三栖1475-130 氏 名 中田食品株式会社 代表取締役 中田吉昭 電話番号 0739-22-2486	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	中田食品株式会社 上富田工場
事業場の所在地	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田530
計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	食料品製造業
②事業の規模	資本金9,000万円
③従業員数	67人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	製造工場→分別→汚泥 → 保管→処理業者に委託 製造工場→分別→廃酸 → 保管→処理業者に委託 製造工場→分別→動植物性残さ → 保管→処理業者に委託 製造工場→分別→廃プラ → 保管→処理業者に委託 製造工場→分別→管理型混合廃棄物 → 保管→処理業者に委託

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物処理に関する組織図

役職	役割
統括責任者	廃棄物発生状況の把握・コンプライアンスの徹底・従業員への指導等
現場責任者	処理業者の現地確認・帳簿の作成・マニフェストの交付等
現場担当者	徹底した分別・保管場所の管理・場内清掃等

備考

- ・廃棄物処理に関して社内全体で知識・意識の向上を図る

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 30年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排 出 量	1511.78 t
	(これまでに実施した取組) ・徹底した分別、脱水処理等による廃棄物の減量化を図るとともに、従業員一同に廃棄物に関する知識等を周知させた。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排 出 量	1385 t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでの取り組みを継続しつつ、製造段階での原料利用率の向上を図り更なる廃棄物の発生の抑制に努める。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・別紙の通り分別を行い、できる限り廃棄物の発生の抑制に努めた。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・別紙の通りの分別を継続しつつ、分別の強化を図り、リサイクル率・有価率の向上に努める

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら再利用は行わない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行なわない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行なわない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立、海洋投棄は行なわない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立、海洋投棄は行なわない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	1511.78 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	261.56 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・委託処理業者については現地確認を行い、処理の状況、廃棄物の管理状況、周辺地域の状況を確認した。			

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	1385 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	300 t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> 今後も定期的に処理業者の現地確認を行なうとともに処理業者にも今まで以上に廃棄物の有効利用に関する意識を高めてもらう。今後の処理業者の選択においても処理業者に関する情報収集を行い、弊社から発生する廃棄物の処理・有効利用に関して最善の方法をとっていきたい。 		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

処理計画書共通別紙

（産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類が6以上の場合使用し、10以上の場合はコピーして使用してください）

（単位:t）

